

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	(1) 一般廃棄物処理施設の譲受等の許可 (2) 一般廃棄物処理施設設置法人の合併または分割の認可	
根拠法令・条項	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
審 査 基 準	1. 譲受等の許可 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第2項において準用する同法第8条の2第1項第3号及び第4号に適合しているか。 ・ 堺市一般廃棄物処理施設事務取扱要綱別表（以下「別表」という。）第5号に適合しているか。 2. 設置法人の合併または分割の認可 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第2項において準用する同法第8条の2第1項第3号及び第4号に適合しているか。 ・ 堺市一般廃棄物処理施設事務取扱要綱別表（以下「別表」という。）第5号に適合しているか。	
標準処理期間	標準処理期間	(1) 譲受等の許可 おおむね2か月 (2) 設置法人の合併または分割の認可 おおむね2か月
	標準処理期間を設定できない理由	

< 関係法令（抜粋） >

平成 28 年 12 月 21 日現在

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）・・・・・・・・・・ 3

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（許可の基準等）

### 第八条の二

5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（変更の許可等）

第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。

（一般廃棄物処理施設の譲受け等）

第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者（第三項及び次条第一項において「許可施設設置者」という。）から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（合併及び分割）

第九条の六 許可施設設置者又は第九条の三の三第一項の規定による届出をした者（以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。）である法人の合併の場合（許可施設設置者等である法人と許可施設設置者等でない法人が合併する場合において、許可施設設置者等である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者等の地位を承継する。